

愛知学院大学奨学寄附金取扱規程

平成 17 年 3 月 1 日施行

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、本学が受け入れる奨学寄附金の取扱いについて、受入れ基準等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において奨学寄附金とは、本学において学術研究の助成を目的に受け入れる寄附金をいう。

（受入の原則）

第 3 条 奨学寄附金は、本学の教育・研究上有意義であり、かつ教育・研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

第 2 章 奨学寄附金

（申込み）

第 4 条 奨学寄附金としての寄附をしようとする者は、次の各号の事項を記載した奨学寄附金申込書により、学長宛に申し込むものとする。

- （１） 寄附金額
- （２） 寄附者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（寄附者が個人の場合は、氏名、住所及び職業）
- （３） 寄附の目的
- （４） 寄附の条件がある場合は、その条件
- （５） 寄附金に名称がある場合は、その名称
- （６） その他参考となる事項

（受入れ制限）

第 5 条 奨学寄附金は、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れない。

- （１） 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- （２） 寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- （３） 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準じる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- （４） 寄附申込後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消す

ことができること。

(5) その他本学の学術研究に支障があると認められる条件

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学寄附金を受け入れることにより新たな財政負担を伴うこととなる場合は、これを受け入れないものとする。ただし、通常の予算枠組みの範囲内で賄える場合はこの限りではない。

(助成金等)

第6条 教員個人が団体等から助成金等を受け研究を行う場合は、原則として、当該教員は、当該助成金等を本学へ奨学寄附金として寄附しなければならない。

(受入の決定)

第7条 奨学寄附金の受入の可否は、学長が決定する。ただし、1件500万円以上の場合の受入については、業務執行理事会に諮り承認を得るものとする。

(支出手続き)

第8条 奨学寄附金は、大学会計に収納後、間接経費として10%を差し引いた額を寄附の目的にしたがって支出する（以下、間接経費を除いて支出する奨学寄附金を「奨学寄附研究費」という。）。ただし、規程第6条の寄附する団体等の定める公募要項に規定されている等により、間接経費を差し引くことのできない助成金等は、この限りではない。

(使途)

第9条 奨学寄附研究費の執行は、寄附者の趣旨に沿って、学校法人愛知学院経理規程にしたがって行うものとする。

- 2 その他に特別な必要があると認められるときは、業務執行理事会の議を経てその使途を定めることができる。

(移し換え等)

第10条 奨学寄附金は、使途において研究を担当する教員が指定されている場合は、当該教員が他の研究機関等に転出、または退職をしたときには、移し換え及び返還をしないものとする。

第3章 補則

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の運用に必要な細則は別に定める。

(事務)

第 12 条 この奨学寄附金の事務は、研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課
（以下「研究推進・社会連携課」という。）で行う。

（規程の改廃）

第 13 条 この規程の改廃は業務執行理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式 省略